

年 月 日

No. _____

確 認 書

私は貴店からの動物（種類：_____、数：_____）購入契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を受けたことを確認します。

〒

住所 _____

電話 _____

氏名 _____

印（自署又は押印）

(第一種動物取扱業者の場合はその登録番号 _____)

店名 _____

説明者 _____

注）この確認書の受領は、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）第2条第7号へ及びホの規定により、動物の販売業者に義務づけられているものです。

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、当店の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。

動物販売時説明書（ハムスター）

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条の2第2項及び基準省令第2条第7号ホの規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いします。

I. 動物（ハムスター）の特性及び状態の概要（規則第8条の2第2項第1,2,3,11,12,13,14,15,16,17,18号、基準省令第2条第7号ホ(1)(2)(3)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)関係）

種類・品種：

性別：オス・メス・不明

数：

不妊又は去勢措置：実施済み・未実施

繁殖者 氏名又は名称：

登録番号又は所在地：

生年月日： 年 月 日

平均寿命：_____

(生年月日が不明の場合：推定生年月日 年 月 日、輸入・飼養開始年月日 年 月 日)

成体になったときの大きさ：標準体重 kg 標準体長（体高） cm

その他の大きさ情報 _____

投薬状況：未・済

※実施済の場合

薬の投与年月日と種類	
①	年 月 日 ()
②	年 月 日 ()
③	年 月 日 ()

病歴の有無：なし・あり（病名 _____)

親や同腹子における遺伝性疾患の発生状況 なし・あり（疾患名 _____)・不明

当該動物の所有者：当該店舗の自己所有・その他（所有者の氏名 _____)

個体識別：無・有（種類：マイクロチップ・脚環・その他（ ）、識別番号 _____)

II. 飼養保管方法

1. 飼養施設、用具及び環境（規則第8条の2第2項第4、18号関係、基準省令第2条第7号木(4)(18)関係）

(1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。排せつ設備、隠れ場、遊具等も必要です。また、清掃等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害等を受けるおそれがないものを選びましょう。

- ケージ、巣箱（ハウス）、食器、水入れ、床材、トイレ、ヒーター、かじり木、回し車等の遊び道具など。

(2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

- 清掃は汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。不衛生になりがちなため特に水換えはこまめに行うこと。
- トイレは1日1回全部を取り替えるが、臭いの付いたものを少し残しておく。同様に週に1回は、床材等を全部取り替えるが、古い床材を少し残しておく。また、毎日、巣の中に溜め込んだ食物を点検し、腐りそうなものは取り除いておく。

(3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

- ①採光、通気、換気がよいこと。
- ②巣箱（ハウス）は隠れられる落ち着いた場所であることが必要。
- ③20～25度が適温。10度を下回ると冬眠し、30度を超えると熱射病の危険がある。
- ④自然界では地中にトンネルを作つて暮らしているので、土を入れると、巣穴を掘つて生活するようになる。

2. 食事と栄養管理（規則第8条の2第2項第5号関係、基準省令第2条第7号木(5)関係）

動物等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

(1) 食事の種類

- 雑食性。ペレットと呼ばれるハムスター用の総合栄養食が一般的。副食として、ヒマワリやクルミ、野菜、ハト用配合飼料などの穀類、アルファルファ、煮干しなどを与える。

(2) 食事の回数や量

- 1日で食べきる量を飽食（餌の入れ放し）することが多い。

(3) 飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れて置いておきましょう。

(4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

- ①人の食べ物は欲しがっても与えないこと。人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になる。
- ②タマネギやネギ類、ジャガイモの芽は与えないこと。また、牛乳は下痢をすることがある。
- ③アサガオやチューリップは、ハムスターにとって有毒。
- ④ミネラル補給のための塩土と、生涯伸び続ける歯を抑えるためのかじり木を置いておくこと。

3. 運動及び休養（規則第8条の2第2項第6号関係、基準省令第2条第7号ホ(6)関係）

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

- ①日没後は消灯し、静かな環境に置くこと。夜行性なので日中はほとんど寝ている。夕方から夜に活動に活動。
- ②単独生活を好む動物なので、1つのケージは1匹だけで飼うこと。
- ③寝ているとき、餌を食べているときは触らないこと。また、大きな音をたてたり、急に触ったりしないこと。
- ④運動量の多い動物（1日8kmぐらい動くといわれている）なので、運動具を有効活用できること。

4. しつけ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

特に注記すべきことはありません。逸走には、くれぐれも注意しましょう。

5. 手入れ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく触ることは、病気や異常の早期発見につながります。また、飼い主が動物の体を触ることは、スキンシップを図ることにもなります。

- だっこするときは、やさしく両手でくうようにすること。
- 恐い時や、触れられるのに慣れていないと咬むことがあります。咬まれないように注意してください。

6. 病気（規則第8条の2第2項第7号関係、基準省令第2条第7号ホ(7)関係）

（1）かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

- ①下痢：お尻が濡れているようだと下痢をしている証拠。下痢の原因は様々だが、食物や水、衛生状態のほかに、ストレスが影響する場合もある。
- ②風邪：人間と同じように風邪をひき、くしゃみ、鼻水、目やにの症状が出る。
- ③皮膚病：毛並みの荒れ、脱毛、じくじくした液のにじみ、かさぶたなどが見られる。
- ④腫瘍：さわると体にしこりがあるのが分かる。早期のうちは、手術で治療可能。

（2）人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へとうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あります。主な共通感染症及びハムスターにかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ・犬 | ：パストレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など |
| ・猫 | ：猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など |
| ・ウシなど | ：Q熱、クリプトスピリジウム症、腸管出血性大腸菌など |
| ・サル | ：Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など |
| ・ネズミ | ：レプトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱など |
| ・鳥類 | ：オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など |
| ・ミドリガメ等 | ：サルモネラ症など |

- ①腎症候性出血熱：ハンタ型のウイルスは重症となる場合もある。突然の発熱や腹痛、腎不全が主な症状。傷口、尿、糞等を介した感染が多い。
- ②レプトスピラ症：発熱、筋肉痛、黄疸等が主な症状。尿との接触等による感染が多い。
- ③真菌症（皮膚真菌症、糸状菌症）：糸状菌（カビの仲間）やかいせん（ダニの一種）による皮膚病は、人にもうつることがある。
- ④エルシニア症：頭痛、咳などの風邪様症状、腹痛、吐き気、虫垂炎、関節炎等が主な症状。